平成２４年（再イ）第１５０号
京都市右京区太秦前ノ田町１番地
再生債務者　林　　隆継
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第２５号
和歌山県橋本市市脇３丁目７番７号
再生債務者　魚集工房こと　城　　英雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月４日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（再イ）第１９号
熊本県宇土市野鶴町227番地３
再生債務者　野添美三男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月４日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第２０号
熊本県宇土市野鶴町227番地３
再生債務者　野添　千春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月４日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第 33 号

平成25年３月24日に執行する四街道都市計画事業物井特定土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第24条第５項の規定に基づき、公告する。
平成 25 年３月 15 日
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　本部長　安達　哲郎

記

1　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
倉本　英雄	千葉県四街道市物井961番地
栗山　仲治	千葉県四街道市物井971番地
荻原　伸行	千葉県四街道市物井1064番地
髙橋　恵二	千葉県四街道市もねの里２丁目22番３号
髙橋　　均	千葉県四街道市物井1080番地
神保　倫弘	千葉県佐倉市山王２丁目38番19
荻原　和夫	千葉県四街道市物井484番地
荻原　峰男	千葉県四街道市物井859番地
小山　孝徳	千葉県四街道市物井723番地
須藤　欣一	千葉県四街道市物井733番地

2　宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者
なし

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第 34 号

平成25年３月24日に執行する四街道都市計画事業物井特定土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。
平成 25 年３月 15 日
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　本部長　安達　哲郎

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 69 号

計量法（平成４年法律第51号）第81条第１項の規定に基づき、平成25年２月27日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 25 年３月 15 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第Q133号
2、名称　すみれ医療株式会社
3、住所　東京都江戸川区北葛西１―22―19
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第１号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
平成 25 年３月 15 日
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

1．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字上川原2917番１から 山梨県南巨摩郡富士川町大椚字中川原727番３まで

2．指定する期日　平成25年３月18日
3．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
①　走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②　後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③　道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中部横断自動車道山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大椚までの工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第 15 号

標記高速自動車国道の工事の一部が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。
平成 25 年３月 15 日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

路　線　名　中部横断自動車道
区　　間　山梨県南巨摩郡富士川町青柳町から山梨県南巨摩郡富士川町大椚
工事の種類　新設工事
工事一部完了日　平成25年３月17日